

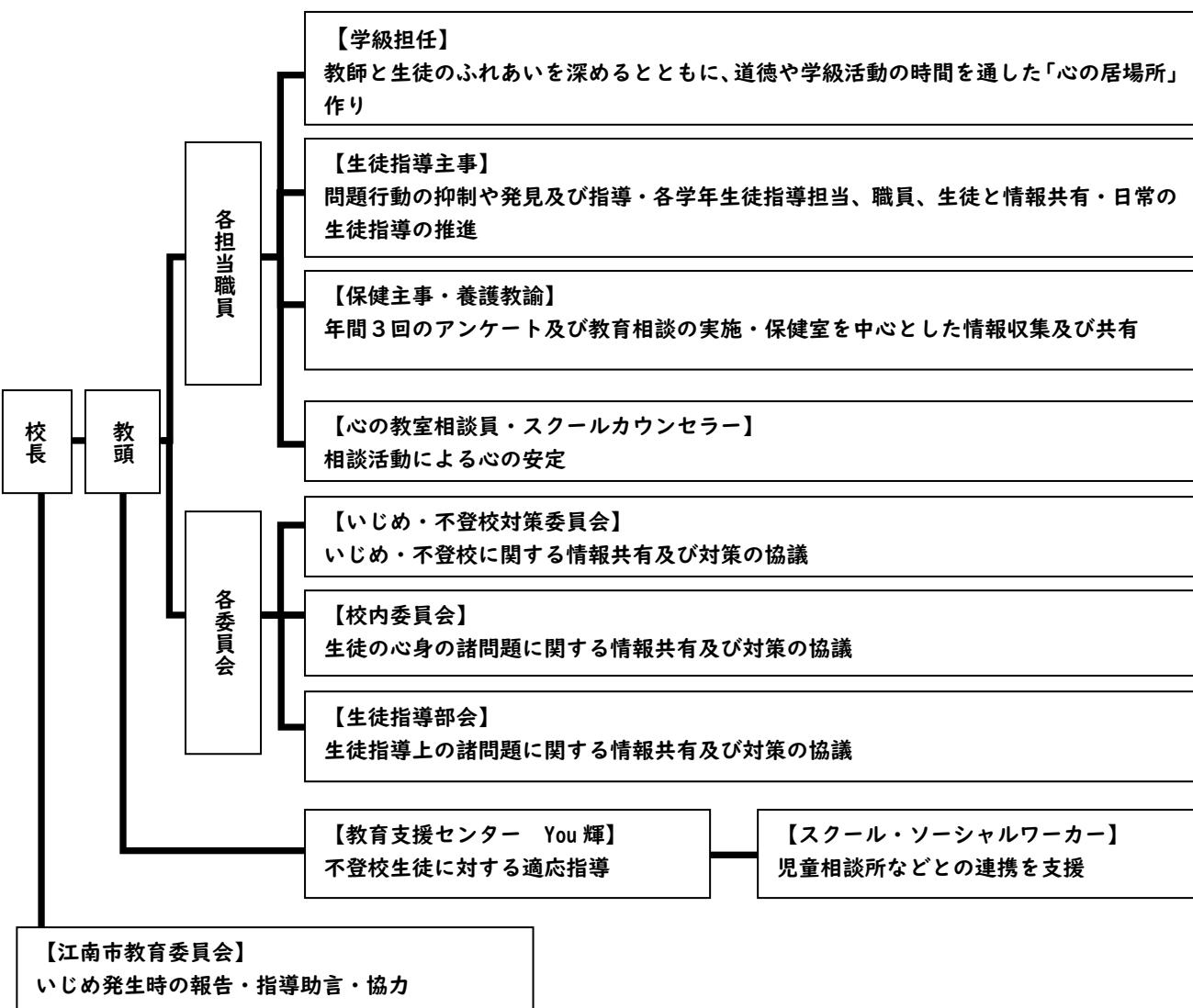
江南市立北部中学校いじめ防止基本方針

Ⅰ いじめの防止についての基本的な考え方

いじめとは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考え方を基に教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。こうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織



3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育み、生徒が笑顔で受けることのできる授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 日頃から教師と生徒のふれあいを深めるとともに、道徳や学級活動の時間を通して、思いやりの心を育て、学校が「心の居場所」となるように努める。
- カ 担任と生徒指導主事との情報交換を図り、学級内の些細な変化を見逃さないように努める。
- キ 5月と10月にQ-Uアンケートを実施し、その結果を分析し、温かい人間関係づくりを築くための参考にする。
- ク 12月の全国人権週間には人権集会を開き、全校児童に人権について考える場を設定する。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめアンケート（5回…1、2学期に2回ずつ、3学期に1回）や教育相談（学期に1回）を定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 心の相談員、スクールカウンセラー、養護教諭と常に情報を共有し、問題の早期発見に努める。
- エ 生徒指導部会を通して全校の様子を把握し、問題の予防、早期発見に努める。
- オ 生活ノートを活用して、生徒の思いや悩みの把握に努める。
- カ 部活動に関しても、キャプテンを中心として、部活動顧問が定期的に部内の様子を聞き取る場を設ける。
- ク 「あんしんコール」や少年センターなど外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害者生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害者生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の相談員、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ いじめを行った生徒を教育上必要があると認めるときは、出校停止の措置等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。

- ク 問題が解消したと判断した場合も、被害生徒及び加害生徒について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。
- ケ いじめが犯罪として取り扱われるものと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

4 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときである。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害者生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

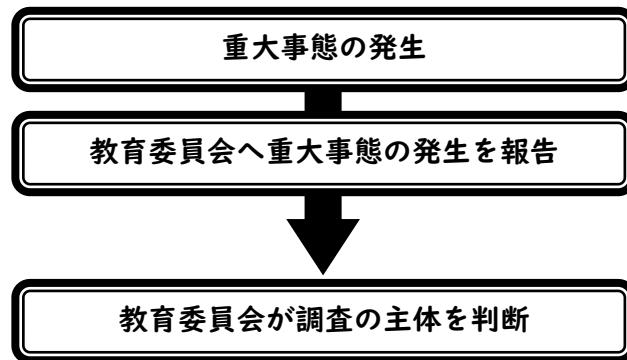
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN →DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中のいじめ防止のため、事前指導を行う。また、事後指導も行い、休業中の問題把握に努める。

【重大事態の対応フロー図】



学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※ 「いじめ問題対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有志、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその胸を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

- ※ 希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を行う。

【いじめ防止対策年間計画】

月	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室や SC の児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○新入生歓迎会	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ基本方針」の配信
5	○第1回いじめ・不登校対策委員会	○福祉実践教室 ○修学旅行 ○自然教室	○第1回 生活アンケート	
6		○管内選手激励会	○教育相談週間	○授業参観 ○部活動懇談会
7			○第2回 生活アンケート	○三者懇談
8			○部活動顧問と部員のミーティング	
9		○体育大会	○第3回 生活アンケート	
10				○授業参観
11	○第2回いじめ・不登校対策委員会	○みすまるのつどい ○合唱コンクール	○第4回 生活アンケート ○教育相談週間	○学校評価アンケート
12		○人権週間		○三者懇談
1				○学校いじめ基本方針説明（入学説明会）
2	○第3回いじめ・不登校対策委員会	○卒業生を送る会	○第5回 生活アンケート ○教育相談週間	
3				
通年	○校内のいじめに関する情報の収集・共有 ○対応策の検討	○朝礼時の校長講話 ○道徳教育・体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SC による相談 ○生活ノート	○あいさつ運動（月に1回） ○HPの更新

※いじめが発生した場合は、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。